

**くまもと事業者再出発支援補助金
農林水産業協同組合
申請マニュアル**

熊本県 商工労働部 商工振興金融課

農林水産業協同組合の定義

- 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合及び森林組合連合会のうち商工業を営む者

〔商工業を営む施設の例〕

組合	対象施設
農業協同組合（JA）・農業協同組合連合会 漁業協同組合（JF）・漁業協同組合連合会 森林組合（JForest）・森林組合連合会	事務所
農業協同組合（JA）・農業協同組合連合会	生活関連施設 （Aコープ等の小売店、斎場、倉庫 等）

農林水産業協同組合の要件

● 以下 1～4 のすべての要件を満たす場合

過去 10 か年度以内に発生した特定非常災害又は令和 7 年度に発生した激甚指定災害について（※）

熊本県では、「平成 28 年熊本地震」、「令和 2 年 7 月豪雨」、「令和 7 年 8 月豪雨」の 3 つがこれに該当します。

※令和 8 年熊本地震の発生日から過去 10 か年度以内に発生した特定非常災害又は令和 7 年度に発生した激甚指定災害を指します。

- 1 新型コロナウイルス感染症（令和 2 年 1 月 28 日政令第 11 号により指定感染症に指定された感染症をいう。）の影響を受けた事業者
- 2 過去 10 か年度以内に発生した特定非常災害又は令和 7 年度に発生した激甚指定災害で被害を受けた事業者であって、これらの災害による事業用資産への被災が証明できるもの
- 3 次のいずれかに該当する事業者
 - ア 過去 10 か年度以内に発生した災害の発生日（当該発生日が令和 2 年 1 月 28 日以降の災害にあつては令和 2 年 1 月 28 日とする。）以降、売上高が 20 % 以上減少している復興途上にある事業者
 - イ 施設又は設備について、地震その他自然災害を保険事故又は共済事故とする保険又は共済に加入している事業者
 - ウ 毎年の利益剰余金の中から、任意積立金として地震その他自然災害に対する積立てを行っている事業者
- 4 令和 8 年熊本地震により、施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする事業者であって、当該復旧又は復興が、地域住民の生活及び地域社会の復旧・復興に当たって不可欠であるものとして熊本県知事が認めたもの

※休業していたこと等により新型コロナウイルス感染症の影響を受けていないことが明らかな者については、農林水産業協同組合の要件の 1 を適用しないこととするほか、当該要件の 3 ア「（当該発生日が令和 2 年 1 月 28 日以降の災害にあつては令和 2 年 1 月 28 日とする。）」を適用しないこととする。

農林水産業協同組合要件の確認書類

(1) ～ (4) の書類の提出が必要です。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことが分かる書類 (次のうちどれか一つ)

● 公的な証明・通知書類

- 持続化給付金、月次支援金、事業復活支援金など国・県が実施したコロナ支援策の活用実績がわかる書類（受給を証明する書類など）
- 融資関連の書類（政府系金融機関（日本政策金融公庫など）から「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を受けた際の金銭消費貸借契約書など）

● 感染対策費用の支出を証明する書類

- 感染防止対策の領収書・請求書（事務所の窓口に設置したアクリル板、サーモグラフィカメラなどの購入費など）
- 施設消毒の作業報告書（事務所内で感染者が出た際などに、専門業者に依頼して消毒作業を行った際の契約書や報告書など）
- IT 設備導入のインボイス（事務所機能を維持するために急遽導入したテレワーク用パソコンや、オンライン会議システムの契約書類など）

● 業務の制限・停止を証明する書類

- 窓口の営業時間短縮・臨時休業の告知文（写し）（「感染防止のため窓口を 15 時までとす」「〇月〇日は消毒のため閉鎖する」といった通知やポスターの控えなど）
- 理事会・総会の議事録（コロナ対策として事業計画を変更したことや、イベントの中止を決定した記録など）
- 職員の出勤記録・テレワーク実施報告書（感染者の発生や濃厚接触者の隔離により、事務所の人数を減らして運営したことを示す勤怠データなど）

● 売上減少を証明する書類（月別試算表、月別合計残高試算表、月別損益計算書など）

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた期間（令和 2 年 1 月から令和 5 年 5 月までのうち、任意の 3 ヶ月）の売上高と、それに対応する過去 3 か年（前年 又は 前々年、3 年前）のいずれか同期間の売上高を比較して 5 % 以上減少していることが分かる書類をご提出ください。

※該当する売上高部分にマーカーによる印などを付してください。

※時期による売上の変動が大きい事業者は、個別に県にご相談ください。

(2) 過去10か年度以内に発生した特定非常災害又は令和7年度に発生した激甚指定災害の被害を受けた事業者であって、これらの災害による事業用資産への被災が証明できる書類（次のうちどれか一つ）

- 公的機関が発行する証明書（事業用資産への被害を証明する罹災（被災）証明書）
- 被災状況を記録した書類（被害箇所・状況の写真、被害箇所の図面・配置図など）
- 修繕見積書・契約書（壊れた事務所や加工施設の修理にかかる費用の見積書など）
- 法人の代表者による激甚指定災害被災事業者であることの申立書
- 過去10か年度以内に発生した激甚指定災害の影響を受け、業績が悪化したことを示す書類
→ 災害発生前3か月 と 災害発生後3か月の期間における申請者の売上高を比較して、5%以上減少していることが分かる書類（確定申告書別表一の控え、法人事業概況説明書の控え、売上台帳など）をご提出ください。

※各書類の余白に事業者名をご記入ください。

（例）令和7年8月豪雨の場合（発災は令和7年8月）



(3) 次の①～③のいずれかに該当することを確認する書類

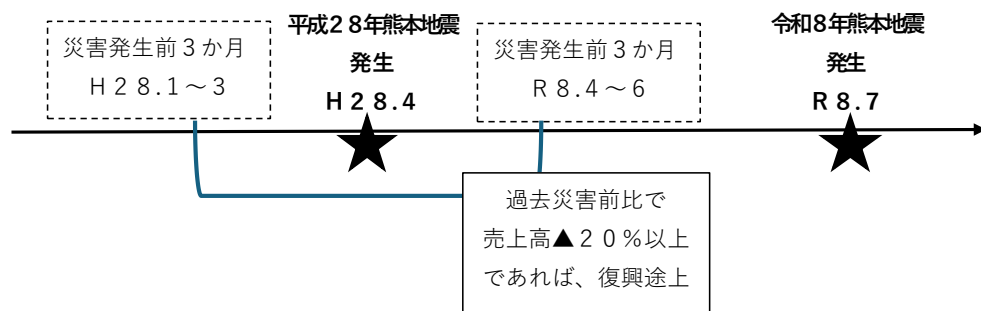
① 過去10か年度以内に発生した災害の発生日以降、売上高が20%以上減少しており復興途上にあること

- 過去10か年度以内に発生した災害の発生前3か月及び令和8年熊本地震の発生前3か月における売上高が分かる書類（確定申告書別表一の控え、法人事業概況説明書の控え、売上台帳など）

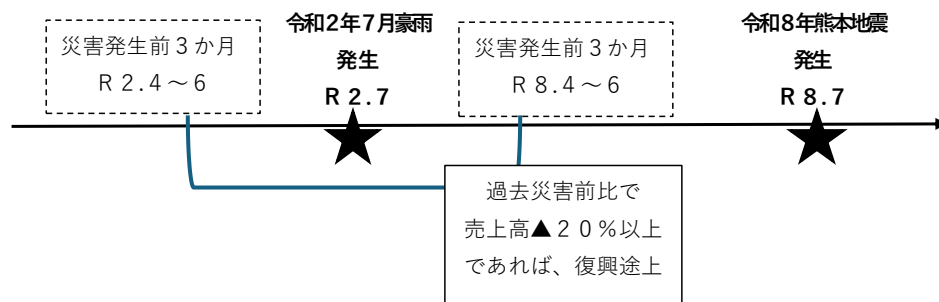
※余白に会社名を記載してください

※該当する売上高部分にマーカーによる印などを付してください

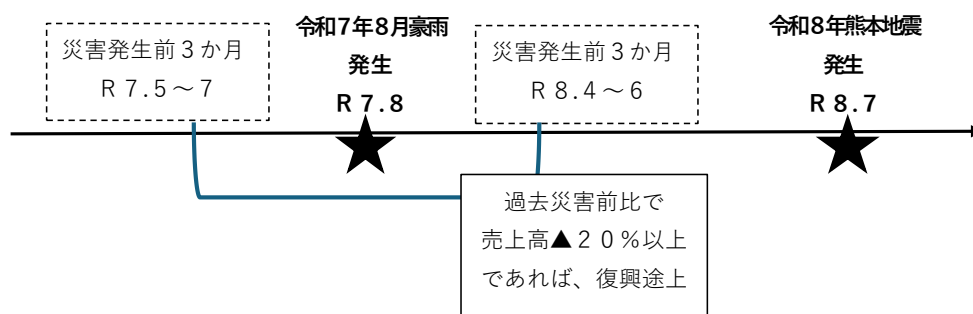
（パターン1）平成28年熊本地震の場合（発災は平成28年4月）



(パターン2) 令和2年7月豪雨の場合 (発災は令和2年7月)



(パターン3) 令和7年8月豪雨の場合 (発災は令和7年8月)



※繁閑差を排除する観点から、時期による売上の変動が大きい事業者は、個別に県へご相談ください。

※新型コロナウイルスの影響を排除する観点から、コロナ禍に発生した災害(令和2年7月豪雨など)においては、令和元年10月から12月の売上平均との比較も可能です。

② 施設又は設備について、地震その他自然災害を保険事故又は共済事故とする保険又は共済に加入していること

- 保険の内容、受領金額が分かる書類の写しなど(保険証書、支払明細書等)

③ 毎年の利益剰余金の中から、任意積立金として地震その他自然災害に対する積立てを行っていること

- 直近の剰余金処分案・貸借対照表など(総会資料等)

(4) 令和8年熊本地震により、施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする事業者であって、当該復旧又は復興が、地域住民の生活及び地域社会の復旧・復興に当たって不可欠であるものとして熊本県知事が認めたことが分かる書類

- 本補助金への交付申請書の提出をもって、要件を満たすものとします。